

# ■ □ ■ 猶予の申請の手引き ■ □ ■

令和2年3月  
宮崎県

## 目次

県税の猶予制度の概要 .....	1
I 徴収の猶予 .....	3
1 徴収の猶予を受けることができる場合 .....	3
2 猶予期間 .....	4
3 申請のための書類 .....	4
4 担保の提供 .....	4
5 提出された申請書等の審査 .....	5
6 猶予が許可された場合 .....	5
7 不許可となる場合 .....	5
8 猶予の取消し .....	6
9 猶予が不許可となった場合、猶予の取消し後の納付について .....	6
II 換価の猶予 .....	7
1 換価の猶予を受けることができる場合 .....	7
2 猶予期間 .....	7
3 申請のための書類 .....	7
4 担保の提供 .....	8
5 提出された申請書等の審査 .....	8
6 猶予が許可された場合 .....	8
7 不許可となる場合 .....	9
8 猶予の取消し .....	9
9 猶予が不許可となった場合、猶予の取消し後の納付について .....	9
III 申請書・財産収支状況書の書き方 .....	10
1 「徴収の猶予申請書」の書き方 .....	11
2 「申請による換価の猶予申請書」の書き方 .....	13
3 「財産収支状況書」の書き方 .....	17
IV 猶予制度に関するお問い合わせ・申請先一覧 .....	25

### 県税を一時に納付できない場合には…

県税は定められた納期限までに納付・納入していただく必要があります。

しかし、県税を一時に納付することができない場合には、一定の要件に該当する方が申請し、認められたときには、1年以内の期間に限り、県税の徴収や財産の換価が猶予される制度があります。

#### 徴収の猶予

次の①から⑤などの理由により、県税を一時に納付することができないと認められるときは、所管する県税・総務事務所に徴収の猶予の申請をすることができます。

- ① 財産について災害を受けたこと、又は盗難にあったこと
- ② 納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかったこと、又は負傷したこと
- ③ 事業を廃止したこと、又は休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤ 本来の期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

#### 換価の猶予

県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められるなど、一定の要件に該当するときは、所管する県税・総務事務所に換価の猶予を申請することができます。

※ 申請する県税以外の県税に滞納がある場合は、原則として、換価の猶予の申請はできません。

※ 申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以降に納期限が到来する県税が対象です。

#### ○猶予の申請ができる方

徴収の猶予及び換価の猶予を申請できるのは、納税者又は特別徴収義務者の方です。

詳しくは、所管する県税・総務事務所へお問い合わせください。

なお、この手引きの中で「申請者」と記載があるのは、「納税者」のことです。



### 猶予が認められると…

- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。
- ・猶予を受けた県税は、原則として猶予期間中に一括又は分割にて納付していただきます。
- ・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

## 手続きの流れ

### 猶予を受けるための要件の確認

- ◆ 徴収の猶予(3ページ)  
災害、病気、事業の休廃業などにより、県税を一時に納付することができない場合は、申請により徴収の猶予が認められる場合があります。
- ◆ 換価の猶予(7ページ)  
県税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納期限から6か月以内の申請により換価の猶予が認められる場合があります。

### 申請書の作成・提出 ※提出前に必ず所管する県税・総務事務所に御相談ください。

- 提出書類(徴収の猶予は4ページ、換価の猶予は7ページ)

申請書	・「徴収の猶予申請書」又は ・「申請による換価の猶予申請書」	記入方法11・12・15ページ 記入方法13・14・16ページ
添付書類	・財産収支状況書 ・災害などの事実を証する書類 ・担保の提供に関する書類	記入方法17～24ページ

- 提出先  
所管する県税・総務事務所(25ページ)
- 提出期限  
徴収の猶予：1ページの①から④の理由による場合は、申請の期限はありません。  
⑤の理由による場合は、納付すべき税額が確定した県税の納期限(修正申告書を提出する日など)まで  
換価の猶予：猶予を受けようとする県税の納期限から6か月以内

### 提出された申請書等の審査(徴収の猶予は5ページ、換価の猶予は8ページ)

提出された申請書や添付書類等の内容を審査して、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額や期間などを決定します。

なお、申請書等に不備がある場合、20日以内に補正をしていただく必要があります。

### 猶予が許可された場合

(徴収の猶予は5ページ、換価の猶予は8ページ)

猶予が許可された場合は、「徴収の猶予許可通知書」又は「換価猶予許可通知書」が県税・総務事務所から送付されます。送付された通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

### 不許可となる場合

(徴収の猶予は5ページ、換価の猶予は9ページ)

審査の結果、猶予が許可されない場合があります。この場合には「徴収の猶予不許可通知書」又は「換価猶予不許可通知書」が送付されます。

### 完納

本税の全額が納付された場合は、延滞金の全部又は一部が免除されます。

### 猶予の取り消し

(徴収の猶予は6ページ、換価の猶予は9ページ)

猶予が認められた後に、猶予が取り消される場合があります。

## I 徴収の猶予

### I 徴収の猶予

#### 1 徴収の猶予を受けることができる場合

##### (1) 災害、病気又は事業の廃止等による場合

次のア～エのすべてに該当する場合は、徴収の猶予を受けることができます。

ア 次のいずれかに該当する事実(納税者の責めに帰すことができないやむを得ない理由により生じたものに限ります。以下、「猶予該当事実」といいます。)があること

(ア) 納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったとき

(イ) 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき

(ウ) 納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき

(エ) 納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき(※1)

(オ) 納税者に上記(ア)～(エ)に類する事実があったこと(※2)

イ 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき県税を一時に納付することができないと認められるとき

ウ 「徴収の猶予申請書」を所管する県税・総務事務所に提出すること

エ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(※3)

※1 「納税者がその事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収の猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間(以下、「調査期間」といいます。)の損益計算において、その直前の1年間(以下、「基準期間」といいます。)の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること(基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失金額を超えていること)をいいます。

※2 「(ア)～(エ)に類する事実」のうち、「(エ)納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと」に類するものは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。

※3 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくは所管する県税・総務事務所までお問い合わせください。(4ページ「4 担保の提供」参照)

##### (2) 本来の納期限から1年以上経過した後納付すべき県税が確定した場合

次のア～エのすべてに該当する場合は、徴収の猶予を受けることができます。

ア 法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した県税があること(※1)

イ 納税者がアの県税を一時に納付できない理由があると認められること

ウ やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者からアの県税の納期限までに「徴収の猶予申請書」が所管する県税・総務事務所に提出すること(※2)

エ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(※3)

※1 例えば、法定納期限から1年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる県税が該当します。

※2 例えば、修正申告書を提出する場合には、県に提出した日が納期限となりますので、同日までに徴収の猶予申請書を提出する必要があります。

※3 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくは所管する県税・総務事務所までお問い合わせください。(4ページ「4 担保の提供」参照)

## 2 猶予期間

徴収の猶予が受けられる期間は、納税者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納できると認められる期間（最長1年間）です。

徴収の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に県税・総務事務所に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて2年の範囲内で猶予期間の延長が認められることがあります。

## 3 申請のための書類

徴収の猶予の申請をする場合、次の書類を提出します。

- 徴収の猶予申請書(記入方法11・12・15ページ)
- 財産収支状況書(記入方法17～24ページ)
- 災害、病気又は事業の廃止等による徴収の猶予を申請する場合には、猶予該当事実があることを証する書類(※1、2)
- 担保の提供に関する書類(※3)

※1 災害、病気等により納付困難となった場合の徴収の猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときは、所管する県税・総務事務所に御相談ください。

※2 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは所管する県税・総務事務所にお問い合わせください。

- ① 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写しなど
- ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
- ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
- ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

※3 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくは所管する県税・総務事務所までお問い合わせください。(4ページ「4 担保の提供」参照)

## 4 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要です。地方税法により担保として提供できる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

※ 担保として提供できる財産の種類

- (1) 国債及び地方債
- (2) 社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券で県税・総務事務所長が确实と認めるもの
- (3) 土地
- (4) 保険に付した建物等(「建物等」とは、次に掲げるものをいいます。)
  - ア 建物
  - イ 立木
  - ウ 登記される船舶
  - エ 登録を受けた航空機
  - オ 登録を受けた自動車
  - カ 登記を受けた建設機械
- (5) 鉄道財団等の財団
- (6) 県税・総務事務所長が确实と認める保証人の保証

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には担保の提供を求めないことがあります。

## I 徴収の猶予

- (1) 猶予を受ける金額(未確定の延滞金を含みます)が 100 万円以下である場合
  - (2) 猶予を受ける期間が 3 か月以内である場合
  - (3) 担保として提供することができる財産がないなど特別な事情がある場合
- ※ 所有者の同意を得られる財産であれば、納税者名義である必要はありません。

### 5 提出された申請書等の審査

県税・総務事務所において、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記入されているかを確認し、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

#### (1) 申請書等の補正

申請にあたって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記入に不備がある場合は、補正をお願いする場合があります。

なお、県税・総務事務所から補正通知書が送付された場合、通知を受けた日から起算して 20 日以内に補正されないときは、猶予の申請を取下げたものとしてみなされますので、御注意ください。

#### (2) 申請内容の審査

職員が納税者や勤務先に対して、申請書や添付書類に記入された内容(猶予該当事実、県税を一時に納付することができない事情の詳細、財産の状況、収支の実績見込み等)について質問したり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

### 6 猶予が許可された場合

徴収の猶予が許可された場合には、「徴収の猶予許可通知書」が納税者に送付されますので、その通知書に記載された納付計画のとおり、猶予を受けている県税を納付してください。

なお、県税・総務事務所での審査結果により、①申請書に記入された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は③申請書に記入された納付計画と異なる内容により許可される場合があります。(なお、①から③の許可の場合、不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。)

### 7 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、徴収の猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。

- (1) 猶予の要件に該当しないとき
- (2) 納税者について強制換価手続(※1)が開始されたとき、法人である納税者が解散したとき、納税者が県税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする県税を猶予期間内に完納できると認められないとき
- (3) 納税者が、猶予の審査をするために職員が行う質問に回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき(※2)
- (4) 不当な目的で猶予が申請されたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき(※3)

- ※1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続等をいいます。
- ※2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき」とは、具体的には、行動や言動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。
- ※3 「その申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取り下げとなった後に、同一の県税について再度猶予の申請がされたとき(新たな猶予該当事実が生じたことにより徴収の猶予の申請をする場合などを除きます。)などが該当します。

## 8 猶予の取消し

徴収の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されることがあります。

- (1) 猶予を受けている者について、「7 不許可となる場合」の(2)と同様の事情がある場合で、猶予を受けている県税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- (2) 猶予を受けている県税を「徴収猶予許可通知書」により通知された納付計画のとおりになししないとき
- (3) 県税・総務事務所長が行った担保変更等の求めに応じないとき
- (4) 猶予を受けている県税以外に新たに納付すべきこととなった県税が滞納となったとき(※1)
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づいて猶予が許可されたことが判明したとき
- (6) 財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき

なお、徴収の猶予の取り消しを決定する前には、(1)の場合を除いて口頭又は書面で弁明を聴取します。ただし、正当な理由がなく弁明をしない場合(※2)は、弁明を聴取することなく猶予が取り消されます。

- ※1 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実(猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。)が発生した場合など、やむを得ない場合を除きます。やむを得ない理由がある場合は県税・総務事務所へ御相談ください。
- ※2 「正当な理由がなく弁明しないとき」とは、災害、病気による入院等、納税者の責めに帰することができないと認められる理由がないにもかかわらず、指定された期日までに弁明をしない場合をいいます。

## 9 猶予が不許可となった場合、猶予の取消し後の納付について

徴収の猶予に係る県税が納期限到来前である場合には、通常の納期限内に納付してください。また、既に納期限が到来している場合は、ただちに納付してください。

## II 換価の猶予

### II 換価の猶予

#### 1 換価の猶予を受けることができる場合

次の(1)～(5)のすべてに該当する場合は、換価の猶予を申請することができます。なお、申請による換価の猶予を受けることができる県税は、平成28年4月1日以降に納期限が到来する県税に限られます。

- (1) 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること(※1)
- (2) 納税について誠実な意思を有すると認められること(※2)
- (3) 換価の猶予を受けようとする県税以外の県税の滞納がないこと
- (4) 納付すべき県税の納期限から6か月以内に「申請による換価の猶予申請書」を県税・総務事務所に提出すること
- (5) 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(※3)

※1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお県税を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、県税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

※2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者がその県税を優先的に納付する意思を有していると県税・総務事務所長が認めることができることをいいます。

※3 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくは県税・総務事務所までお問い合わせください。(8ページ「4 担保の提供」参照)

#### 2 猶予期間

換価の猶予が受けられる期間は、納税者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納できると認められる期間(最長1年間)です。

換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に県税・総務事務所に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて2年の範囲内で猶予期間の延長が認められることがあります。

#### 3 申請のための書類

換価の猶予の申請をする場合、次の書類を提出します。

- 申請による換価の猶予申請書(記入方法13～14、16ページ)
- 財産収支状況書(記入方法17～24ページ)
- 担保の提供に関する書類(※)

※ 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくは県税・総務事務所までお問い合わせください。(8ページ「4 担保の提供」参照)

## 4 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要です。地方税法により担保として提供できる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

※ 担保として提供できる財産の種類

- (1) 国債及び地方債
- (2) 社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券で県税・総務事務所長が确实と認めるもの
- (3) 土地
- (4) 保険に付した建物等(「建物等」とは、次に掲げるものをいいます。)
  - ア 建物
  - イ 立木
  - ウ 登記される船舶
  - エ 登録を受けた航空機
  - オ 登録を受けた自動車
  - カ 登記を受けた建設機械
- (5) 鉄道財団等の財団
- (6) 県税・総務事務所長が确实と認める保証人の保証

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には担保の提供を求めないことがあります。

- (1) 猶予を受ける金額(未確定の延滞金を含みます)が100万円以下である場合
- (2) 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- (3) 担保として提供することができる財産がないなど特別な事情がある場合

※ 所有者の同意を得られる財産であれば、納税者名義である必要はありません。

## 5 提出された申請書等の審査

県税・総務事務所において、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記入されているかを確認し、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

### (1) 申請書等の補正

申請にあたって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記入に不備がある場合は、補正をお願いする場合があります。

なお、県税・総務事務所から補正通知書が送付された場合、通知を受けた日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取下げたものとしてみなされますので、御注意ください。

### (2) 申請内容の審査

職員が納税者や勤務先に対して、申請書や添付書類に記入された内容(猶予該当事実、県税を一時に納付することができない事情の詳細、財産の状況、収支の実績見込み等)について質問したり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

## 6 猶予が許可された場合

換価の猶予が許可された場合には、「換価の猶予許可通知書」が納税者に送付されますので、その通知書に記載された納付計画のとおり、猶予を受けている県税を納付してください。

なお、県税・総務事務所での審査結果により、①申請書に記入された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は③申請書に記入された納付計画と異なる内容により許可される場合があります。

## II 換価の猶予

ます。(なお、①から③の許可の場合、不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。)

### 7 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、猶予を許可することができません。

なお、換価猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。

- (1) 猶予の要件に該当しないとき
- (2) 納税者について強制換価手続(※1)が開始されたとき、法人である納税者が解散したとき、納税者が県税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする県税を猶予期間内に完納することができるかと認められないとき
- (3) 納税者が、猶予の審査をするために職員が行う質問に回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき(※2)
- (4) 不当な目的で猶予が申請されたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき(※3)

※1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続等をいいます。

※2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき」とは、具体的には、行動や言動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

※3 「その申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取り下げとなった後に、同一の県税について再度猶予の申請がされたとき(新たな猶予該当事実が生じたことにより徴収の猶予の申請をする場合などを除きます。)などが該当します。

### 8 猶予の取消し

換価の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されることがあります。

- (1) 猶予を受けている者について、「7 不許可となる場合」の(2)と同様の事情がある場合で、猶予を受けている県税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- (2) 猶予を受けている県税を「換価猶予許可通知書」により通知された納付計画のとおりになししないとき
- (3) 県税・総務事務所長が行った担保変更等の求めに応じないとき
- (4) 猶予を受けている県税以外に新たに納付すべきこととなった県税が滞納となったとき(※1)
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づいて猶予が許可されたことが判明したとき
- (6) 財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと思われるとき

なお、換価の猶予の取消しの場合は、弁明をすることはできません。

※1 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実(猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。)が発生した場合など、やむを得ない場合を除きます。やむを得ない理由がある場合は県税・総務事務所へ御相談ください。

※2 「正当な理由がなく弁明しないとき」とは、災害、病気による入院等、納税者の責めに帰することができないと認められる理由がないにもかかわらず、指定された期日までに弁明をしない場合をいいます。

### 9 猶予が不許可となった場合、猶予の取消し後の納付について

既に納期限が到来している県税を、ただちに納付してください。

Ⅲ 申請書・財産収支状況書の書き方

### Ⅲ 申請書・財産収支状況書の書き方

#### 1 「徴収の猶予申請書」の書き方

様式第14号(第10条関係)

**徴 収 の 猶 予 申 請 書**

申請書を提出する県税・総務事務所を記入します。(25 ページ参照)

受 付 印

県税・総務事務所長 殿

令和 × 年 8 月 10 日

申 請 者 住(居)所(所在地) 〒880-0805 宮崎市橘通東〇〇-〇-〇 090-××××-××××

氏 名(名称) 県税 太郎 (印)

地方税法第15条 第1項 の規定により、下記のとおり徴収の猶予を申請します。

第2項

なお、徴収の猶予の許可を受けた場合は、納付(納入)計画を誠実に履行することを誓約します。

年度	税 目	納期限	督促状発付年月日	税額	延滞金額	加算金額	加算金額	滞納処分費
R×	個人事業税	R×・8・31	R×・9・25	300,000 円				
		・	・	円	円	円	円	円
		・	・	円	円	円	円	円
		・	・	円	円	円	円	円
		・	・	円	円	円	円	円
計				300,000 円	円	円	円	円

徴収の猶予の申請 期間 令和×年 8 月 10 日から 令和×年 11 月 5 日まで 87 日間

事由 令和×年2月に交通事故に遭い、同月から令和×年4月まで〇〇病院に入院、現在も通院中である。  
 〇〇病院に、入院及び治療費として令和×年2月から6月までの間に98万円を支払った。  
 〇〇保険から保険金として30万円を受け取っているため、差引金額の68万円の支出があった。

担保の提供の有無  有 (その種類)  無 (その理由) 猶予金額が100万円以下

差押解除の要否 要  否 (その理由)

回	年月日	金額	備考	回	年月日	金額	備考	回	年月日	金額	備考
1	R×・8・10	10,000		5	R×・11・5	24,000 + 延滞金		9	・		
2	R×・8・15	82,000		6	・			10	・		
3	R×・9・5	72,000		7	・			11	・		
4	R×・10・5	112,000		8	・			12	・		

延滞金の納付(納入)方法  1 最終回同時納付(納入)  2 本税完納後別途納付(納入)

計画の根拠  別添財産収支状況書のとおり

申請書を提出する日を記入します。郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記入します。

納税者の郵便番号、住(居)所(又は所在地)、電話番号(携帯電話も可)、氏名(又は名称)を記入し、押印します。

納税者が法人である場合は、その代表者の住所、氏名を併せて記入します。

猶予を申請するための適用条項を「○」で囲みます。

(3 ページ「1 徴収の猶予を受けることができる場合」参照)

第1項…災害、病気又は事業の廃止等による徴収の猶予

第2項…本来の納期限から1年以上経過した後に納付すべき県税が確定した場合

徴収の猶予を申請するときに、未納となっている県税のうち、猶予を受けようとする県税について、すべて記入します。

猶予の申請中の税又は既に猶予を受けている税がある場合には、それらの税の額を上記の「猶予を受けようとする金額」に含めることとします。

「猶予期間の開始日」(※)から「納付計画の最終日」及びその期間日数を記入します。

※ 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、次のような場合はそれぞれの日となります。

(1) 申請書を提出する日が猶予を受けようとする県税の法定納期限以前の場合には、法定納期限の翌日

(2) 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合には、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日

○災害、病気又は事業の廃止等による申請の場合

(15 ページ「◎ 徴収の猶予に係る災害、病気又は事業の廃止等による事由の記入例」参照)

○本来の納期限から1年を経過後に納付すべき県税が確定したことによる申請の場合

「納期限から1年経過後に納付すべき県税が確定」と記入します。

猶予を受けるにあたり、担保の提供の有無について記入します。(4 ページ「4 担保の提供」参照)

※担保がない場合の理由は、申請する県税・総務事務所へ事前にお問い合わせください。

「財産収支状況書」(19 ページ)の「6 納付計画 (2)納付計画」欄を記入後に、「6 納付計画 (2)納付計画」欄と同じ納付年月日、納付金額を転記します。

「合計」の金額が、上記「徴収金額」の合計金額と同額か確認します。

「延滞金の納付(納入)方法」で「1 最終回同時納付(納入)」を選択した場合は、納付計画の最終回の「納付金額」には「○○○円+延滞金」と記入します。

延滞金の納付(納入)方法について、該当するものを「○」で囲みます。

※ 記入がされていない場合は、原則として「1 最終回同時納付(納付)」となり、分割納付の最終回に延滞金を加算し、換価の猶予許可通知書及び納付書を送付します。そのため、申請書の納付計画と換価の猶予許可通知書及び納付書の金額が異なる場合があります。

「別添財産収支状況書のとおり」と記入します。

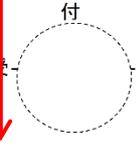
### Ⅲ 申請書・財産収支状況書の書き方

#### 2 「申請による換価の猶予申請書」の書き方

様式第16号の2(第10条関係)

#### 申請による換価の猶予申請書

申請書を提出する県税・総務事務所を記入します。(25 ページ参照)

受  印 県税・総務事務所長 殿 令和 × 年 8 月 10 日	申	住(居)所(所在地)	〒880-0805 宮崎市橋通東〇〇-〇-〇 090-XXXX-XXXX									
	請	氏 名(名称)	県税 太郎									
地方税法第15条の6第1項の規定により、下記のとおり換価の猶予を申請します。 なお、換価の猶予の許可を受けた場合は、納付(納入)計画を誠実に履行することを誓約します。												
換 価 の 猶 予 の 申 請	年度	税 目	納期限	督促状発 付年月日	税額	延滞 金額	加算 金額	加算 金額	滞納 処分費			
	R×	個人事業税	R×・8・31	R×・9・25	300,000	円	円	円	円			
						円	円	円	円			
						円	円	円	円			
						円	円	円	円			
						円	円	円	円			
			計		300,000	円	円	円	円			
期 間	令和×年 8 月 10 日から 令和×年 12 月 5 日まで 117 日間											
事 由	令和×年2月に交通事故に遭い、同月から令和×年4月まで〇〇病院に入院、現在も通院中である。 〇〇病院に、入院及び治療費として令和×年2月から6月までの間に98万円を支払った。 ●●保険から保険金として30万円を受け取っているため、差引金額の68万円の支出があった。											
担 保 の 提 供 の 有 無	有 (その種類) <input type="radio"/> 無 (その理由) 猶予金額が100万円以下 <input checked="" type="radio"/>											
差 押 解 除 の 要 否	要 <input type="radio"/> 否 (その理由) <input checked="" type="radio"/>											
納 付 ( 納 入 ) 計 画	回	年月日	金額	備考	回	年月日	金額	備考	回	年月日	金額	備考
	1	R×・8・10	10,000		5	R×・11・5	24,000 +延滞金		9	・	・	
	2	R×・8・15	82,000		6	・	・		10	・	・	
	3	R×・9・5	72,000		7	・	・		11	・	・	
	4	R×・10・5	112,000		8	・	・		12	・	・	
延滞金の納付(納入)方法 <input checked="" type="radio"/> 1 最終回同時納付(納入) <input type="radio"/> 2 本税完納後別途納付(納入)												
計 画 の 根 拠	別添財産収支状況書のとおり											

### Ⅲ 申請書・財産収支状況書の書き方

申請書を提出する日を記入します。郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記入します。

納税者の郵便番号、住(居)所(又は所在地)、電話番号(携帯電話も可)、氏名(又は名称)を記入し、押印します。

納税者が法人である場合は、その代表者の住所、氏名を併せて記入します。

換価の猶予を申請するときに、未納となっている県税のうち、猶予を受けようとする県税について、すべて記入します。

「猶予期間の開始日」(※)から「納付計画の最終日」及びその期間日数を記入します。  
※ 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、申請書を提出する日が猶予を受けようとする県税の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日となります。

県税を一時に納付することにより事業の継続が困難となる事情を、具体的に記入します。  
(16 ページ「◎ ◎ 換価の猶予にかかる事由の記入例」参照)

猶予を受けるにあたり、担保の提供の有無や担保の種類等について記入します。

(8 ページ「4 担保の提供」参照)

※担保がない場合の理由は、申請する県税・総務事務所へ事前にお問い合わせください。

「財産収支状況書」(19 ページ)の「6 納付計画 (2)納付計画」欄を記入後に、「6 納付計画 (2)納付計画」欄と同じ納付年月日、納付金額を転記します。

「合計」の金額が、「④ 徴収金額」の合計金額と同額か確認します。

また、「⑧ 延滞金の納付(納入)方法」で「1 最終回同時納付(納入)」を選択した場合は、納付計画の最終回の「納付金額」には「〇〇〇円+延滞金」と記入します。

延滞金の納付(納入)方法について、該当するものを「○」で囲みます。

※ 記入がされていない場合は、原則として「1 最終回同時納付(納付)」となり、分割納付の最終回に延滞金を加算し、換価の猶予許可通知書及び納付書を送付します。そのため、申請書の納付計画と換価の猶予許可通知書及び納付書の金額が異なる場合があります。

「別添財産収支状況書のとおり」と記入します。

### Ⅲ 申請書・財産収支状況書の書き方

◎ 徴収の猶予に係る災害、病気又は事業の廃止等による事由の記入例

猶予該当事実の種類	猶予該当事実の詳細	一時に納付できない理由の詳細
災害等	令和○年9月○日、台風○号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の修理が必要となった。	店舗の床上浸水のため、修理を行った。その修理のための費用として、○○万円を要した。
病気・負傷	令和○年9月○日に交通事故に遭い、3ヶ月間○○病院に入院し、現在も通院中である。	○○病院に、入院及び治療費として令和○年9月から12月までの間に98万円を支払った。××保険から保険金として30万円を受け取っているため、差引金額の68万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。
事業の休廃止	近隣に同業者が出店した令和○年9月以降、売上が60%減少した。同年12月に従業員全員を解雇し、自店を閉店、廃業した。	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで販売した損失100万円及び解雇した従業員に支払った退職金150万円である。この合計250万円が、猶予該当事実があったことによる支出、損失である。
事業上の著しい損失	令和○年3月期は200万円の利益があったが、当社製品の原料である××の仕入れ価格が高騰したことにより、9月期は150万円の損失となった。	令和○年9月期の損失のうち、令和○年3月期の利益額である200万円の2分の1を超える50万円が、猶予該当事実があったことによる損失である。

◎ 換価の猶予にかかる事由の記入例

個人事業で運送業を営んでいるが、主要取引先である〇〇工業の倉庫移転に伴って、〇〇工業からの請負の継続が困難となり、契約を解消した。

売上の5割程度が〇〇工業との契約によるものだったため、資金繰りが悪化した。現在は事業経費や生活費の見直しを行い、燃料費等の経費を捻出している状態である。

今月の売上金を県税の納付に充てると、燃料費等の支払ができなくなり、事業の継続ができなくなる。

××建設株式会社からの下請けで住宅家屋の建設を行っているが、単価の引き下げ等により売上は前年度に比べ65%まで落ち込んでおり、仕入れ先である△△株式会社への支払いも遅れがちである。

××建設株式会社からの入金を全て県税の納付に充てた場合には、△△株式会社に対する支払いができず、今後材料を仕入れることができなくなり、事業の継続が困難になる。

### Ⅲ 申請書・財産収支状況書の書き方

#### 3 「財産収支状況書」の書き方

(おもて)

添付様式



令和 × 年 7 月 31 日

### 財 産 収 支 状 況 書

#### 1 住所・氏名等

住所 (所在地)	宮崎市橘通東〇〇-〇-〇	氏名 (名称)	県税 太郎
-------------	--------------	------------	-------

#### 2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年月	① 総収入金額	② 総支出金額	③ 差 額 (①-②)	備考
R〇 年 8 月	850,000 円	750,000 円	100,000 円	
年 9 月	800,000 円	750,000 円	50,000 円	
年 10 月	900,000 円	800,000 円	100,000 円	
年 11 月	850,000 円	800,000 円	50,000 円	
年 12 月	900,000 円	850,000 円	50,000 円	
R× 年 1 月	1,200,000 円	1,000,000 円	200,000 円	事業の売掛代金40万円の臨時的な収入、仕入への支出
年 2 月	800,000 円	1,260,000 円	▲ 460,000 円	入院費用 50万円支出
年 3 月	500,000 円	1,260,000 円	▲ 760,000 円	入院費用 20万円支出
年 4 月	200,000 円	510,000 円	▲ 310,000 円	入院費用 20万円支出
年 5 月	600,000 円	350,000 円	250,000 円	通院費用 3万円支出、入院保険金30万円の臨時的な収入
年 6 月	680,000 円	500,000 円	180,000 円	
年 7 月	750,000 円	360,000 円	390,000 円	

#### 3 今後1年間における収入及び支出の見込金額

##### (1) 平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分	見込金額	区 分	見込金額
収 入	売掛金	支 出	材料仕入代金
	パート給与(妻)		医療費
			学費(高校、学習塾)
			給与、社会保険料
			給与、社会保険料
		生活費 (扶養家族 3 人)	268,000 円
① 収 入 合 計	900,000 円	② 支 出 合 計	718,000 円
		③ 納付可能基準額(①-②) (A)	182,000 円

##### (2) 臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内 容	年 月	金 額	年 月	税 目	金 額
臨時収入	〇〇保険金	R × 年 10 月	30,000 円	R × 年 8 月	固定資産税・市県民税	500,000 円
		年 月	円	R × 年 9 月	固定資産税・市県民税	120,000 円
		年 月	円	R × 年 10 月	市県民税	50,000 円
		年 月	円	R × 年 11 月	個人事業税	200,000 円
臨時支出	車検費用	R × 年 8 月	200,000 円	R △ 年 1 月	固定資産税	70,000 円
		年 月	円	年 月		円
		年 月	円	年 月		円
		年 月	円	年 月		円

#### 4 家族(役員)の状況

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
本人	県税 太郎	昭和 40 年 5 月 7 日	400,000 円	個人事業
妻	県税 花子	昭和 38 年 2 月 15 日	100,000 円	パート
子	県税 次郎	平成 14 年 6 月 28 日	0 円	高校生
子	県税 三郎	平成 17 年 11 月 25 日	0 円	中学生

「納付計画」の欄へ転記

申請書を提出する日を記入します。  
郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記入します。

住所(又は所在地)、氏名(又は名称)を記入します。

猶予期間の直前1年間の収支状況について、各月の収入、支出の合計金額及び収支の差額を記入します。

○「①総収入金額」欄

猶予期間の直前1年間の各月の収入の総額を記入します。納税者が個人の場合で、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に収入のある人がいるときは、その人の収入金額も含めて記入します。

○「②総支出金額」欄

猶予期間の直前1年間の各月の支出の総額を記入します。

○「③差額(①-②)」欄

「①総収入金額」の金額から「②総支出金額」欄の金額を差し引いた額を記入します。その額がマイナスとなるときは金額の前に「▲」をつけます。

○「備考」欄

その月に臨時的な収入(保険金、補償金、賠償金等含む)や支出があった場合に、その金額と、具体的な内容等を記入します。

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を税込み金額で記入します。

この欄で計算した「③納付可能基準額(①-②)(A)」の金額を、「6 納付計画」の「①納付可能基準額」欄に転記します。

○「収入」欄

売上収入や、その他経常的な収入をすべて税込み金額で記入します。

納税者が個人の場合で、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に収入のある人がいるときは、その人の収入金額、給与収入や報酬も含めて記入します。

○「支出」欄

(21 ページ「a 平均的な支出見込額(月額)の算定方法」参照)

(2) 臨時的な収入及び支出の見込金額

今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額について税込み金額で記入します。

(詳細は、23 ページ「b 臨時的な収入及び支出」参照)

(3) 納付すべきことが見込まれる税金等

今後1年以内に納付すべきことが見込まれる県税、市町村税、国税、社会保険料等について、その納付すべきことになる年月、税目及び金額をそれぞれの欄に記入します。

月ごとに納付する個人住民税特別徴収分、源泉所得税や社会保険料などは、「③ 平均的な収入及び支出の見込額(月額)」の支出欄に記入します。

○ 納税者が法人の場合

すべての役員について、その役職、氏名、生年月日、月の報酬額及び所有財産等を記入します。

○ 納税者が個人の場合

生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額(専従者給与を受けている場合は、その金額)、職業及び所有財産等を記載します。

※ 報酬額や収入金額は、源泉徴収される所得税等を控除する前の金額を記載します。

### Ⅲ 申請書・財産収支状況書の書き方

(うら)

#### 5 財産の状況

##### (1) 預貯金等の状況

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金		50,000 円	0 円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ( )
〇〇銀行××支店	普通	100,000 円	0 円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ( )
△△銀行××支店	普通	100,000 円	10,000 円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 医療費 )
□□銀行××支店	当座	1,000,000 円	0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ( )
納付可能金額計 (B)			10,000 円	

##### (2) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	種類	売掛金等の額	回収予定日	回収方法
●●建設会社 宮崎市橋通西〇一〇	売掛金	700,000 円	R× 年 12 月 28	銀行振込
		円	.	
		円	.	

##### (3) その他の財産の状況

財産の種類	担保等	直ちに納付に充てられる金額
国債・株式等	<input type="checkbox"/>	0 円
不動産等 自宅(宮崎市橋通東1-10 住宅ローンあり)	<input checked="" type="checkbox"/>	0 円
車両 事業用車1台 (エルフ 宮崎××あ×××××) 自家用車1台 (フィット 宮崎××つ×××××)	<input type="checkbox"/>	0 円
その他財産 (敷金、保証金、保険等) ●●生命保険会社	<input type="checkbox"/>	0 円
直ちに納付に充てられる金額 (C)		円

##### (4) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
□□銀行××支店	10,000,000 円	50,000 円	R15 年 12 月	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 否	自宅
	円	円	年 月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	

#### 6 納付計画

##### (1) 現在の納付可能金額

預貯金の納付可能金額 (B)から転記	所有財産のうち、納付に充てられる金額 (C)から転記	現在の納付可能金額 (D)=(B)+(C)
10,000 円	0 円	10,000 円

##### (2) 納付計画

最初の行には、上記(D)の額を⑤の納付金額に記載してください。

納付年月日	①納付可能基準額 (A)から転記	②臨時的収入金額	③臨時的支出金額	④国税等納付額	⑤納付金額 (①+②-③-④)
R × 年 8 月 10 日					10,000 円
R × 年 8 月 15 日	182,000 円	円	100,000 円	円	82,000 円
R × 年 9 月 5 日	182,000 円	円	100,000 円	10,000 円	72,000 円
R × 年 10 月 5 日	182,000 円	円	円	70,000 円	112,000 円
R × 年 11 月 5 日	182,000 円	30,000 円	円	70,000 円	24,000円+延滞金 円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円

預貯金等の状況について、記載します。

(詳細は、23 ページ「c 預貯金等の状況」参照)

なお、「納付可能金額合計(B)」欄の金額は、「6 納付計画 (1)現在の納付可能金額」の「預貯金の納付可能金額 (B)から転記」に転記します。

売掛金・貸付金等の状況について、売掛先等の名称、住所、種類、回収予定日(手形の場合は支払期日)及び回収方法を記入します。

○「種類」欄…売掛金、貸付金、未収金等の種類を記入します。

○「回収方法」欄…現金、振込み、手形、小切手等の方法を記入します。

国債、株式等の有価証券、不動産、車両など所有している財産を記入します。

(詳細は、24 ページ「d その他の財産の状況参照)

なお、「直ちに納付に充てられる金額」欄の金額は、「6 納付計画 (1)現在の納付可能金額」の「所有財産のうち、納付に充てられる金額 (C)から転記」に転記します。

借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了(支払)年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記入します。

(詳細は、24 ページ「e 借入金・買掛金の状況」参照)

「預貯金の納付可能金額 (B)から転記」欄

「5 財産の状況 (1)預貯金等の状況」の「納付可能金額合計(B)」欄の金額を転記します。

○「所有財産のうち、納付に充てられる金額 (C)から転記」欄

「5 財産の状況 (3)その他の財産の状況」の「直ちに納付に充てられる金額(C)」欄の金額を記入します。

○「現在の納付可能金額 (D)=(B)+(C)」欄

「預貯金の納付可能金額 (B)から転記」欄と「所有財産のうち、納付に充てられる金額 (C)から転記」欄の合計額を記入します。

なお、この金額は、ただちに納付に充てることができる金額であるため、財産の処分に時間を要する場合等を除き、原則、申請日までに納付してください。なお、納付がない場合は、猶予が不許可になることがありますので、御注意ください。

「3 今後1年間における収入及び支出の見込み金額 (1)平均的な収入及び支出の見込み金額(月額)」欄の「③納付可能基準額(①-②)(A)」をもとに、具体的な納付計画を記入します。

(詳細は、24 ページ「f 納付計画」参照)

なお、この欄に記入した納付計画は、申請書(11 ページ又は 13 ページ)の「分納金額」欄に転記します。

### Ⅲ 申請書・財産収支状況書の書き方

#### a 平均的な支出見込額(月額)の算定方法

##### ○事業に係る支出

仕入れ、給与、役員給与(人件費)、家賃等、諸経費、借入返済、その他の支出(※)を記入します。なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要なと認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・ 不要不急の財産の取得のための支出
- ・ 期限の定めのない債務の弁済のための支出など

※ 減価償却など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

また、納税者が特別徴収義務者の場合、給与の見込金額は個人住民税の特別徴収分を差し引いた金額を記入します。

##### ○生活費(納税者が個人の場合のみ)

次のA又はBのいずれかの方法で計算した金額を記入します。

なお、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額をA又はBのいずれかの方法で計算した金額から減算します。

##### A 実際に支払った生活費の金額を具体的に把握している場合

実際に支払う家賃、住宅ローン、駐車場代、食費、被服費、水道光熱費、通信費、新聞代、保険掛金、交際費、その他事業用を除くローン、養育費、教育費、医療費などの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額の合計を記入します。

##### B 実際に支払った生活費の金額を具体的に把握していない場合

次の表の(イ)生活保障費及び(ロ)対面維持費を合算した額を基準額とし、(イ)生活保障費以外の必要不可欠な支出を加算した金額を生活費として記入します。(※1)

(イ)生活保障費	次のa、bを合算した金額 a 納税者本人につき100,000円 b 生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円
(ロ)対面維持費	次のa、bの方法で算出した額のうち、 <u>いずれか</u> 少ない金額 a 手取り額(※2)から(イ)生活保障費を差し引いた金額の100分の20に相当する金額 b (イ)生活保障費の2倍に相当する額

※1 生活保障費には、住居費(家賃、住宅ローン、駐車場代)、食費、被服費、水道光熱費、通信費、新聞代、保険掛金及び交際費が含まれます。生活保障費以外に納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、医療費など生活の維持のために必要不可欠な支出がある場合は基準額に加算することができます。

※2 手取り額は、以下のとおりです。なお、複数の所得がある場合は、それぞれの所得金額について計算した金額の合計です。

給与所得者	直近1か月分の給与収入から、源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額です。
個人事業者、不動産所得者	<p>&lt;青色申告者&gt; 直近の年分の確定申告における青色申告決算書における青色申告特別控除前の所得金額の申請書を提出する日から概ね1か月以内における金額です。</p> <p>&lt;白色申告者&gt; 直近の年分の確定申告における収支内訳書における専従者控除前の所得金額の申請書を提出する日から概ね1か月以内における金額です。</p>

【計算例】

- ・納税者の収入(手取り額)40万円
- ・4人家族(納税者本人、妻、子2人)、納税者が妻及び子2人を扶養している。
- ・妻にはパートによる給与収入が月5万円(生活費に充てている)ある。
- ・納税者は、事故によるけがの治療のため定期的に通院し、月2万円の医療費支払いがある。

(イ)生活保障費の計算

$$100,000\text{円} + (45,000\text{円} \times 3\text{人}) = \underline{235,000\text{円}}$$

a納税者本人の生活費      b納税者と生活を一同にする親族の生活費

(ロ)対面維持費の計算

$$a\text{の方法} \quad (400,000\text{円} - 235,000\text{円}) \times 20/100 = \underline{33,000\text{円}}$$

納税者本人の手取り額      生活保障費

$$b\text{の方法} \quad 235,000\text{円} \times 2 = \underline{470,000\text{円}}$$

生活保障費

⇒ aの方が少ないので、aの33,000円を対面維持費とする。

基準費の計算

$$235,000\text{円} + 33,000\text{円} = \underline{268,000\text{円}}$$

(イ)生活保障費      (ロ)対面維持費      基準費

生活費(記入額)の計算

上記基準費に、生活保障費に含まれない医療費の支出が必要不可欠な支出2万円を加算し、妻のパート収入5万円を減算する。

$$268,000 + 20,000\text{円} - 50,000\text{円} = \underline{238,000\text{円}} \quad \leftarrow \text{生活費の欄に記入}$$

基準費      医療費      妻のパート収入

【記入上の注意】(ア、イ共通)

「支出」欄の「区分」及び「金額」に記入したものは、「生活費」の欄の合計額には加算(二重計上)せず、記入していないものみの合計額を記入します。

住宅ローン5万円、医療費2万円、学費3万円がある場合

●正しい書き方

区 分	見込金額
材料仕入代金	200,000 円
支 医療費	20,000 円
学費(高校、学習塾)	30,000 円
給与、社会保険料	200,000 円
出	円
生活費 (扶養家族 3 人)	268,000 円
② 支 出 合 計	718,000 円

生活費には、基準額のみ記入し、医療費、学費を別に記入している。  
※住宅ローンは生活費の中に含まれている

区 分	見込金額
材料仕入代金	200,000 円
支 給与、社会保険料	200,000 円
	円
	円
出	円
生活費 (扶養家族 3 人)	318,000 円
② 支 出 合 計	718,000 円

生活費には、医療費、学費を加算した額を記入している。(二重に記入していない。)  
※住宅ローンは生活費の中に含まれている

### Ⅲ 申請書・財産収支状況書の書き方

#### ● 誤った書き方

区	分	見込金額
支	材料仕入代金	200,000 円
	医療費	20,000 円
	学費(高校、学習塾)	30,000 円
	給与、社会保険料	200,000 円
出	生活費 (扶養家族 3 人)	318,000 円
	② 支 出 合 計	768,000 円

医療費、学費を記入している上に、生活費にも、基準額にそれらの額を必要不可欠な支出としたものとして加算した額を記入している。(二重計上)

区	分	見込金額
支	材料仕入代金	200,000 円
	住宅ローン	100,000 円
	医療費	20,000 円
	学費(高校、学習塾)	30,000 円
出	給与、社会保険料	200,000 円
	生活費 (扶養家族 3 人)	268,000 円
② 支 出 合 計		818,000 円

生活費について生活保障費(住宅ローンも含まれる)をもとに計算した額を記入し、別に住宅ローンを記入している。(二重計上)

#### b 臨時的な収入及び支出

##### ○ 「臨時収入」欄

例えば、不用不急資産の売却、新規借入や貸付金の回収、保険金、補償金、賠償金の受領等による臨時的な収入が見込まれる場合にその内容、年月及び金額を記入します。

##### ○ 「臨時支出」欄

例えば、事業の継続のためのやむを得ない設備、機械の購入等による臨時的な支出が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記入します。

#### c 預貯金等の状況

##### ○ 「現金及び預貯金等」欄

申請書を提出する日現在の預貯金等がある金融機関等の名称・支店名、上場株式などの売却が容易な財産の名称、数量を記入します。

##### ○ 「預貯金等の種類」欄

預貯金について、普通、当座、定期、貯蓄などの種類を記入します。

##### ○ 「預貯金等の額」欄

申請書を提出する日現在の自宅や事務所等に保管している手持ち現金、預貯金等の金額を記入します。

##### ○ 「納付可能金額」欄

申請書を提出する日現在、納付できる金額を記入します。

##### ○ 「納付に充てられない事情」欄

預貯金等の額のうち、納付できない事情がある場合に、当てはまる事情にチェックをつけます。

「□運転資金」には、申請書を提出する日からおおむね1か月以内(以下、「計算期間」といいます。)(※)の事業に係る支出(21 ページ「事業にかかる支出」で計上した額)に充てる必要があるときにチェックをつけます。

※ 申請書を提出する日から1か月以内において、最も資金手当てが必要になる日までの期間とすることができます。なお、申請者の収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ事業の継続又は生活の維持が困難になるときは、必要最低限の範囲内でその所要金額に含めることができます。

「□生活費」には、納税者が個人である場合で、計算期間(※)に支出する生活費(21 ページ「生活費」で計上した額)に充てる必要があるときにチェックをつけます。

「□その他」にチェックをつけた場合には、その事情を( )内に具体的に記入します。

○ 「納付可能金額合計(B)」欄

「納付可能金額」欄の合計額を記入します。

#### d その他の財産の状況

○ 「種類」欄

財産の種類を具体的に記入します。

○ 「その他(敷金、保証金、保険等)」欄

敷金、保証金、保険等のほか、預貯金等のうち借入の担保となっているものを記入します。

ただし、「(1) 預貯金等の状況」欄に記入した財産は記入する必要はありません。

○ 「担保等」欄

記入した財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェックをつけます。

○ 「直ちに納付に充てられる金額」欄

記入した財産のうち、現金化することが容易で、直ちに納付に充てられる財産の金額を記入し、その合計金額を「直ちに納付に充てられる金額(C)」欄に記入します。

#### e 借入金・買掛金の状況

○ 「月額返済額」欄

毎月の平均的な返済額を記入します。

○ 「返済終了(支払)年月」欄

借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記入します。

○ 「追加借入の可否」欄

借入の枠が残っているなど、追加借入ができる場合には「可」を、できない場合には「否」を「○」で囲みます。

○ 「担保提供財産等」欄

借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等を記入します。

#### ① 納付計画

○ 「納付年月日」欄

猶予期間中の納付予定年月日を記入します。

○ 「①納付可能基準額」欄

「3 今後1年間における収入及び支出の見込み金額 (1)平均的な収入及び支出の見込み金額(月額)」欄の「③納付可能基準額(①-②)(A)」欄に記入した金額を転記します。

○ 「②臨時的収入金額」欄

「3 今後1年間における収入及び支出の見込み金額 (2)臨時的な収入及び支出の見込額」の「臨時収入」欄をもとに、納付年月における臨時的収入金額を記入します。

○ 「③臨時的支出金額」欄

「3 今後1年間における収入及び支出の見込み金額 (2)臨時的な収入及び支出の見込額」の「臨時支出」欄をもとに、納付年月における臨時的支出金額を記入します。

○ 「④国税等納付額」欄

「3 今後1年間における収入及び支出の見込み金額 (3)納付すべきことが見込まれる税金」欄をもとに、納付年月における徴収の猶予を申請する対象県税以外の納付額を記入します。

○ 「⑤納付金額(①+②-③-④)」欄

原則、「①納付可能基準額」と「②臨時的収入金額」を合算した額から「③臨時的支出金額」と「④国税等納付額」の金額を差し引いた額を記入します。

最終の納付年月日などで、上記金額(①+②-③-④)より少ない金額になる場合は、実際に納付が必要な金額を記入します。

#### IV 猶予制度に関するお問い合わせ・申請先一覧

#### IV 猶予制度に関するお問い合わせ・申請先一覧

事務所名	郵便番号・所在地	電話番号	管轄区域
宮崎県税・総務事務所	880-0805 宮崎市橘通東 1-9-10	0985-26-7270	宮崎市、国富町、綾町
日南県税・総務事務所	887-0031 日南市戸高 1-12-1	0987-23-3771	日南市、串間市
都城県税・総務事務所	885-0024 都城市北原町 24-21	0986-23-4516	都城市、三股町
小林県税・総務事務所	886-0004 小林市細野 367-2	0984-23-3194	小林市、えびの市、高原町
高鍋県税・総務事務所	884-0002 高鍋町大字北高鍋 3870-1	0983-23-0213	西都市、高鍋町、新富町、 西米良村、木城町、 川南町、都農町
日向県税・総務事務所	883-0046 日向市中町 2-14	0982-52-4148	日向市、門川町、諸塚村、 椎葉村、美郷町
延岡県税・総務事務所	882-0872 延岡市愛宕町 2-15	0982-35-1811	延岡市、高千穂町、 日之影町、五ヶ瀬町